

アカウンタビリティと倫理  
—倫理実践の起点としての自己の不透明さ—  
The Opacity of the Self as the Starting Point of an Ethical Practice

増 子 和 起

# アカウントビリティと倫理

## —倫理的実践の起点としての自己の不透明さ—

増子 和起 (就実大学経営学部)

### An Ethic for Accountability The Opacity of the Self as the Starting Point of an Ethical Practice

Kazuki MASUKO

**要旨**：本論文では、アカウントビリティを履行する説明主体が、アカウントビリティの履行をなぜ適切、あるいは十分に行うことができないのか、それに対してどのように対応できるかを探求する。Butler(2005)に依拠して議論を展開しているMessner(2009)、Roberts(2009)の議論を検討し、説明主体の不透明さが、アカウントビリティの履行をなぜ倫理的実践とするような倫理の起点となるのかを示すとともに、その倫理とはどのような倫理であるのかを示す。

**Abstract** : In this paper, I explore why the accountable self that gives an account fails to perform accountability adequately or sufficiently, and whether there is a solution to this problem. This paper will examine the arguments of Messner (2009) and Roberts (2009), who argue based on Butler (2005), and show why the opacity of the accountable self is the starting point of an ethic that makes accountability an ethical practice, and what kind of ethic it is.

**キーワード**：アカウントビリティ, 自己, 倫理, 他者 (他人)

**Keywords**: accountability, the self, an ethic, the other

## I. はじめに

「倫理の問題は、まさしく私たちの理解可能性の枠組みの諸限界において現れる」

—J. Butler, 2005, p.21

アカウントビリティの履行を求める声は後を絶たない(Mulgan, 2000). アカウントビリティの履行は、政治、医療、教育、ビジネスなど、さまざまな領域に広がっており、それぞれの領域において日常的に行われている実践である。政治の領域においては、市民の代表である政府を市民が効果的にコントロールするための手段として、医療の領域においては、患者に対して実施される治療や処置についての内容を患者や家族へ説明するための手段として、教育の現場においては、教育の質を担保するための手段として、ビジネスの領域においては、資本の提供を受けた経営者に対する統治の手段として、アカウントビリティの履行が求められてきた。これらはほんの一例であって、同じ領域であっても、アカウントビリティの履行が求められる場合はさまざまであるし、その理由もさまざまである。したがって、アカウントビリティの履行が何を意味するのかもその状況に応じて変化する(Sinclair, 1995).

社会のさまざまな領域において、アカウントビリティの履行が求められ、また、実際にアカウントビリティが履行されているにもかかわらず、アカウントビリティの履行を求める声は止むことがない。私たちは、アカウントビリティの履行を求め続けてきたにもかかわらず、説明主体がアカウントビリティを適切に履行したという状態を想像することさえ難しい。たとえば、ビジネスの領域において、経営者は何を誰に説明すれば適切にアカウントビリティを履行したといえることができるだろうか。アカウントビリティを履行するために、経営者は一体何を説明すればよいのだろうか。あるいは、アカウントビリティの履行を求めるとき、私たちは経営者に対して何を求めているのであろうか。これらの疑問は素朴なものであるが回答を与えるのは困難である。

本論文では、説明主体は、なぜアカウントビリティの履行を適切、あるいは十分に行うことができないのか、それに対してどのように対応できるかを探求する。Messner(2009)は、アカウントビリティの履行を説明主体が適切、あるいは十分に行うことができない理由は、説明することができない不透明さが説明主体には存在するからだと主張している。一方、Roberts(2009)は、説明することができない自己の不透明さこそが、説明主体によるアカウントビリティの履行を適切で十分なものとするような倫理的実践を生み出す起点になると主張している。本論文の目的は、Messner(2009)とRoberts(2009)の議論を通じて、アカウントビリティを履行する説明主体の不透明さがなぜ倫理的実践の起点になるのかを示し、そこで示される倫理がどのようなものであるかを明らかにすることである。Messner(2009)とRoberts(2009)の議論を通じて、逆説的にも、自己の不透明さが、アカウントビリティの履行を適切、あるいは十分なものとするための条件であることを示す。

Messner(2009)とRoberts(2009)は、同じくButler(2005)に依拠して議論を展開しているにもかかわらず異なる結論を導いている。本論文は、Messner(2009)とRoberts(2009)の論拠をそれぞれ検討することを通じて、自己の不透明さがなぜ倫理的実践の起点であると言われるのか、そこで言われている倫理とはどのような倫理であるのかを示す。本論文において、アカウントビリティの履行とは、個人

の行動と関連した説明や理由を述べる個人の能力と意思にかかわるものであり (Munro, 1996), 行動に対する理由を与え, 要求すること (Roberts and Scapens, 1985)である. 自分の行動に対してアカウントビリティを履行するためには, 行動の理由を説明し, それが正当化されうる理由や根拠が提供されなければならない (Giddens, 1984, p.30).

なお, 本論文の構成は以下のとおりである. II.において, 説明主体の不透明さはアカウントビリティの限界を構成するものであり, 限界を認識せずにアカウントビリティを要求することは説明主体に倫理的負担もたらすという Messner(2009)の議論を検討する. III.では, II.の議論を踏まえうえて, Roberts(2009)の主張する説明主体の不透明さについて検討し, 説明主体の不透明さがなぜ倫理の起点となるのかを示すとともに, どのような倫理の可能性が見出されているのかを示す. 最後にIV.では, 本論文の結論を示す.

## II. アカウントビリティの限界としての自己の不透明さ

アカウントビリティの履行はなぜ適切で十分なものにならないのであろうか. 本節では, Messnerの議論を通じてこの課題を探求する. Messner(2009)は, Butler(2005)を解釈することを通じて, 自己の不透明さには3つの種類があり, 自己の不透明さによってアカウントビリティの履行には限界が生じることを議論している. Messner(2009)が提示した3つの種類の説明主体の不透明さとは次の通りである.

- (1) 自己の自己自身に対する不透明さ (in one's own opacity to oneself)
- (2) 自己の相手に対する不可避の曝され (in the inevitable exposure to an addressee)
- (3) 自己の相手によって媒介された合理性の様式 (in the modes of rationality mediating the address)

まず, (1)自己の自己自身に対する不透明さとは, 自己の行動の理由や根拠を問われても, 必ずしも自己自身でもうまく説明したり, 正当化できないという状況を指している. Messner(2009)は, 自己自身に対する不透明さについて「説明主体が, 自己が関与した状況を完全に思い出すことができず, 計算可能な領域を超えた自己の決定や判断を完全に正当化することができないことを意味する」(p.932)と説明している.

私たちは, 一般に, 自己の決断や判断の結果がもたらすであろう帰結について可能な限り考慮したうえて, 自己の決断や判断が適切であるかどうかを決定する. それは, あとで説明を求められたときに, 自身の決断や判断を説明したり, 正当化しなければならない状況があった場合に対応できるようにするためである. しかし, 私たちは自己の判断や決断がどのような帰結をもたらすのかを完全に理解することはできない. 自己の決断や判断の結果がもたらすであろう帰結についてどんなに考慮しても想定外の出来事は起こりうる. 想定外の出来事が生じた場合, 私たちは自身の決断や判断をうまく説明したり, 正当化したりすることができない状況に置かれる. 自己の決断や判断の結果を十分に予測する能力は説明主体にはないのである. こうした状況をMessner(2009)は自己自身に対する不透

明さと呼び、説明主体によるアカウントビリティの限界を生じさせる一つの要素であると述べている。

次に、(2)自己の相手に対する不可避の曝されとは、アカウントビリティを履行する説明主体には、相手がどのような説明を求めているのか必ずしもわかるわけではないという状況を指している。この点について、Messner(2009)は、「説明主体は、説明が提供される相手に曝されている。ここで、ある説明の提供者であることの限界は、ある意味で、答えを提供するよりも前に、すでに何らかの要求に曝されていることから生じる」(p.933)と説明している。こうした状況をMessner(2009)は自己の相手に対する不可避の曝されと呼び、説明主体によるアカウントビリティの限界を生じさせる一つの要素であると述べている。

さらに、(3)自己の相手によって媒介された合理性の様式とは、説明主体が説明する際の様式や方法を示す規範(合理性の様式)があらかじめ定められているために、自分自身をそれと一致させようとするために生じる不透明さである。Messner(2009)は、(3)について、「説明主体となるのは、説明した場合に疑われることがない真実の体制に服従するときだけである」(p.933)と述べ、「自己は一連の規範によって媒介されるため、アカウントビリティを履行する可能性は、これらの規範が語ることを許容するものによって制限される」(p.932)と説明している。

より具体的に言えば、企業が自身の財政状態や経営成績を説明する場合、貸借対照表や損益計算書を利用するのが一般的である。社会・環境情報の開示であれば、近年では、統合報告書を通じて説明する企業がほとんどであろう。つまり、アカウントビリティを履行する場合の方法や様式は相手次第で最適なもの(合理性の様式)が定められており、それ以外の方法で説明主体は説明することができないという事態を指してMessner(2009)は相手によって媒介された合理性の様式と呼び、アカウントビリティの限界を生じさせる一つの要素であると述べている。

上記をまとめれば、(1)は自己自身に対する不透明さであり、(2)は相手に対する自己の不透明さであり、(3)は規範に対する自己の不透明さである。アカウントビリティを履行する説明主体には、(1)～(3)という3つの不透明さがあることから、アカウントビリティの履行にも限界が生じることになる。(1)自己にも自分自身についてわからないことがあるから説明することは困難であり、(2)自己には相手が何を期待しているかわからないことから説明することは困難であり、(3)自己には行うべきことがあらかじめ定められているからそれ以外の方法や様式で説明することは困難である、というわけだ。

説明主体によるアカウントビリティの履行にはこうした諸限界があるにもかかわらず、依然として説明主体に対してアカウントビリティの履行を求めることについて、Messner(2009)は「私たちは、アカウントビリティを求めるあらゆる要求が倫理的に正当化されると安易に考えていいのだろうか。

あるいは、ある種の要求がアカウントビリティを履行することを期待される側に過大な負担を強いる可能性を許容する必要があるのだろうか」(p. 924)と述べて、アカウントビリティの履行がさらに求められている昨今の状況は、説明主体に対して倫理的負担(ethical burden)<sup>1)</sup>をもたらすもので

あると主張している。

諸限界が認識されずにアカウントビリティの履行が説明主体に求められているとして、Messner(2009)は、説明主体の倫理的負担を軽減するための方法としてアカウントビリティが必要な対象を狭く定義する方法<sup>2)</sup>や、アカウントビリティの履行が要求されることになるであろう重大な決定については事前に相手を決定に関わらせることでアカウントビリティの必要性を前もって軽減しておく方法<sup>3)</sup>を提案している。Messner(2009)が提案する方法は、いずれもアカウントビリティを求め相手側の行動に対して一定の制限を設けることによって、説明主体の倫理的負担を軽減しようとするものである。

Messner(2009)のこうした提案は、実現困難ではあるかもしれないが実務上も実践可能な解決策を示していると言えるかもしれない。実際、アカウントビリティの履行について、投資家に対する説明に偏重しがちであるアカウントビリティの履行を、社会・環境に対するアカウントビリティの履行に少しでも拡張すべきだという消極的ではあるが実務上も実践可能な方法を提案するShearer(2002)をMessner(2009)は評価する一方で、Roberts(1991; 1996; 2001b; 2003)やMcKernan and MacLulich(2004)が提案するような、事前に説明対象として特定されていない相手との対話としてのアカウントビリティの履行様式を、その重要性は認めながらも倫理的負担を増やすだけで実践可能な方法ではないとして次のように批判している。

アカウントビリティの多様さ(multiplicity)は、アカウントビリティを負わされる主体にとって何を意味するのだろうか。それは、アカウントビリティを負う自己を、特定の真理の体制の支配が課すであろう倫理的負担から解放するのだろうか。これは、多様さがどのように実践されるかにかかっている。もし多様さが、アカウントビリティを負う説明主体が、説明の仕方についていくつかの選択肢を持つということの意味するのであれば、アカウントビリティを負うという行為は、利用可能な真実の体制が一つしかない場合よりも、明らかに倫理的負担が少なくなる。しかし、多様さがアカウントビリティに対する複数の要求(説明主体が納得すると期待される正当な要求)につながるのであれば、倫理的負担は、説明が一つの形式で一つの相手にだけに提供されなければならない場合よりも、実際には大きくなる(Messner, 2009, p. 931)。

しかしながら、Messner(2009)の主張と提案は、自己の不透明さが、アカウントビリティの諸限界を規定するものではなく、アカウントビリティの履行を倫理的実践とするための可能性の条件であるというButler(2005)の議論を見誤っている<sup>4)</sup>。Messner(2009)が依拠するButler(2005)では、「私たちの実践を条件づけるのは、私たちが十分に説明できないという構造的な限界であり、逆説的にも、それこそが私たちのアカウントビリティの基礎をなしている」(pp.110-111)として、自己の不透明さこそが、アカウントビリティを倫理的実践とするための可能性の条件であることが示されている。

したがって、自己の不透明さとは、Messner(2009)が述べるようにアカウントビリティの諸限界を

規定するものではなく、相手に対して行動の理由を説明したり正当化したりするというアカウントビリティの履行を倫理的実践とするための構成的な条件として理解する必要がある。次節では、自己の不透明さが、アカウントビリティの履行をなぜ倫理的実践にするための構成的な条件となるのかを示すためにRoberts(2009)の議論を検討する。

### Ⅲ. 倫理的実践の起点としての自己の不透明さ

前節では、自己の不透明さはアカウントビリティの限界を生じさせるものであり、したがって、それでもなおアカウントビリティの履行を要求することは説明主体にとって倫理的負担になるというMessner(2009)の議論を追ってきた。Messner(2009)は、アカウントビリティの履行を説明主体という「自己」を起点とするものとして理解している。(1)自己は自己自身が何をしたのか知ることはできないし、(2)自己は相手が何を求めているか知ることはできないし、(3)自己は何をすべきかを知ることができないのであり、こうした自己の諸限界がアカウントビリティの限界を規定しているというのがMessner(2009)の議論の核心である。この諸限界は、アカウントビリティを履行する説明主体である自己のできる/できないに依存して規定されたものだ。つまり、説明主体によって説明できるのであれば説明すべきであるし、説明できないのであれば説明せずともよいということである。

もちろん、Messner(2009)の議論は、アカウントビリティには諸限界があるから、アカウントビリティをまったく履行せずともよいと主張するものではない。アカウントビリティの履行には諸限界があるにもかかわらず、さまざまな領域においてまるで万能薬のようにアカウントビリティの履行が拡張している状況を危惧したもので、説明主体には(1)～(3)のような諸限界としての不透明さがあるからこそ、アカウントビリティの履行は構造的に不十分なものにならざるを得ないのだから、説明主体にアカウントビリティの履行を求め続けることは倫理的負担にしかないというのがMessner(2009)の主張である。

しかし、(1)自分自身のしたことがわからないから説明できない、(2)相手が何を求めているかわからないから説明できない、(3)何をすべきかわからないから説明できないと説明主体が相手に説明したところで、あるいは、説明しなかったところで（説明しないということが説明することになるのであるが）、説明を受ける側である相手は、説明を求め続けるであろうし、説明せずに許されることはないであろうし、また説明を求めべきであろう。

したがって、Messner(2009)の提案では、アカウントビリティの履行が求め続けられているという問題を根本的に解決することはできないと思われる。Messner(2009)によるアカウントビリティの履行を要求する声を制限すべきであるという提案は、アカウントビリティの履行を求める相手側の声を封殺することに繋がりがかねない。Messner(2009)は「アカウントビリティには限界があるという考え方は、アカウントビリティから逃げたり抵抗したりすることが必ずしも非倫理的な行為ではないことを示唆している。それは、アカウントビリティの要求がアカウントビリティを負う自己にとって倫理的負担となっている状況に対する理解できる反応かもしれない」(p.934)と述べているが、説明主体がアカウントビリティの履行を求められる状況において、上述のように、私には限界があるから

説明することはできない、あるいは説明しないことによって、相手に説明を提供することがアカウントビリティを履行したことになると言えるだろうか。こうした説明を提供することが、非倫理的な行為ではないと正当化できるであろうか。

むしろ、アカウントビリティを履行する説明主体が、こうした諸限界に直面した状況下にあるときにこそ、(1)自己自身が何をしたのかを知る必要があるし、(2)相手が何を求めているのかを知る必要があるし、(3)何をすべきかを知る必要があるのであって、アカウントビリティの履行としてそれを相手に説明しなければならぬのではないだろうか。アカウントビリティの履行という実践には、こうした実践が含まれると思われる。

そのため、自己の不透明さがもたらす限界は、説明を困難にするものというだけではなく、説明主体にこれまでとは異なる説明を促すような、倫理的実践の構成的な条件であると考えられることはできないだろうか。Butler(2005)が述べているように、「倫理とは、まさしく非知(unknowingness)の瞬間に、自分自身を危険に曝すように求めるものだということを認めなければならない。非知の瞬間とはつまり、私たちが形成しているものが、私たちの目の前にあるものとは異なるときであり、他者への関係において解体されようとする私たちの意思が、私たちが人間になるチャンスを与えてくれる」(p.135)のだとすれば、説明主体が直面するアカウントビリティの限界とは、むしろ、説明主体によるアカウントビリティの履行を、これまでの説明とは異なった倫理的実践とするための構成的な条件であり、可能性の条件である。

もちろん、だからと言って、説明主体は上記のような諸限界を超えるようなアカウントビリティの履行こそを行うべきであるというわけではない。アカウントビリティの履行を求めるすべての相手に対して説明することが必要となるわけでもない。アカウントビリティの履行がすべての倫理的実践である必要はないし、すべての相手に対して応じる必要はないからだ。説明主体や説明の受け手となる相手は、Messner(2009)が言うように、説明主体には限界があることを互いに認識する必要がある。ここで言われているのは、説明主体が限界を超えて相手に説明をしようとするときにはじめて、これまでとは異なる説明の可能性が開かれ、それが倫理的実践を生み出す構成的な条件、すなわち、可能性の条件になるということである。

Roberts(2009)は、Butler(2005)の言うこうした非知の瞬間にこそ、アカウントビリティの履行を倫理的実践へと開くための条件となるような「倫理(an ethic)<sup>5)</sup>」の可能性を見出している<sup>6)</sup>。

私がここで探求したいのは、アカウントビリティをインテリジェント(知的)なものとするための基礎となるような倫理という異なる概念の必要性である。ここで私は、理想の暴力的な追求としてではなく、むしろ「自己自身に対する完全に透明な自己」(Butler, 2005, p.83)という不可能性(impossibility)を意識的に認めることにもとづいてアカウントビリティを再考するというButlerの考えに戻る(p.966)。

このように、Roberts(2009)は、Messner(2009)が、自己の不透明さをアカウントビリティの履行の限

界として位置づけるのに対して、Butler(2005)と同様に、自己の不透明さという限界をアカウントビリティの履行を倫理的実践へと開くための条件として位置づけている。そして、自己の不透明さを説明主体が意識的に認めることが、倫理的実践が生まれる可能性の条件であると主張されている。Roberts(2009)は続けて、「Butlerが主張する、私が私自身について完全に説明することが不可能性であるということの価値は、(…中略…) アカウンタビリティをインテリジェント(知的)なものに近づけるための謙虚さ(humility)と寛容さ(generosity)という倫理を私たちに与えてくれる点にもある」(p.969)と主張している。

ここで言われている「謙虚さ」や「寛容さ」という倫理について、Roberts(2009)は、Butler(2005)とともにレヴィナス・E.の議論を参照しながら、「従うべき規範ではなく、(他人との)出会い(an encounter)」(p.967, ( )は筆者による補足である)によって生じるとしている。従うべき規範ではないと言われていることから、謙虚さや寛容さという倫理が意味するのは、説明主体である自己は限界があるのであるから自分自身に謙虚であるべきであるとか、他人に対しても寛容であるべきであるということではない。言い換えれば、アカウンタビリティを履行しようとする説明主体には構造的な諸限界があるのだから自分自身について謙虚であるべきであるとか、自己と同じように他人にも構造的な諸限界があるのだから、他人に対して寛容であるべきということではない。倫理とは、あくまでも、説明主体という自己が自分自身の限界に直面した際に、倫理的実践の起点となり、自己に対して方向性を示すような参照点である。他人との出会いを通じて、説明主体という自己の限界が自己自身によって問いただされるのはじめて、謙虚さや寛容さという倫理が生まれ、説明主体である自己の倫理的実践の可能性の条件がもたらされるのである<sup>7)</sup>。この意味で、Butler(2005)にもとづいてRoberts(2009)が言う倫理とは、単に、アカウンタビリティを履行する説明主体には限界があるのであるから、謙虚であるべき、あるいは、他人も同様に限界があるのであるから他人に対しても寛容であるべきであるという従うべき規範を示したのではなく、説明主体が、自分自身が不透明であるという自分自身の限界を認めつつも、他人に対する自己自身の関係のあり方を常に問い直す姿勢や態度にほかならない。

#### IV. おわりに

*「<他人>の現前によって私の自発性が問いただされることを、私たちは倫理と呼ぶ」  
—レヴィナス, 2020, p.58*

本論文では、Messner(2009)とRoberts(2009)の議論を通じて、説明主体はなぜアカウントビリティの履行を適切、あるいは十分に行うことができないのか、それに対してどのように対応できるかを探求してきた。

Messner(2009)は、Butler(2005)にもとづいて、説明主体がアカウントビリティを十分あるいは適切に行えない理由として自己の不透明さが存在するからだと主張している。一方、Roberts(2009)は、Butler(2005)にもとづきながら、説明することができない不透明さが存在することが、説明主体によ

るアカウントビリティの履行を倫理的実践とするような可能性の条件であると主張している。

Messner(2009)とRoberts(2009)は、同じくButler(2005)にもとづいて議論を展開しているにもかかわらず、説明主体の不透明さがもたらす諸限界に対する見方において鋭く対立している。Messner(2009)は、アカウントビリティの履行を行う説明主体は、あくまでも限界のなかに留まるべきであるとして、説明主体の構造的な限界を超えてアカウントビリティの履行を要求することは倫理的負担であるとしている。しかし、Messner(2009)の言うように考えるなら、アカウントビリティを履行する説明主体の諸限界を誰が決定できるのだろうか。アカウントビリティの履行として、(1)説明主体が相手に対して自分自身の能力の限界をどんなに正当なものとして主張しようとも、(2)相手の求めるもののわからなさをどんなに正当なものとして主張しようとも、あるいは、(3)なすべきことのわからなさをどんなに正当なものとして主張しようとも、それによって、アカウントビリティの履行を求める声が止むことはないであろう。要するに、アカウントビリティを履行する説明主体の諸限界は、説明主体自らによって決定できるものではないのである。したがって、Messner(2009)の提案するように説明を求める声を制限するのであれば、説明を求める相手側の自由を大きく制限するものにしかならないであろう。

一方で、Roberts(2009)は、説明主体の不透明さがもたらす諸限界こそが倫理的実践の可能性の条件であるとしている。説明主体が諸限界に直面した状況下にあるときにこそ、説明主体である自己は、(1)自己自身が何をしたのかを知る必要があるし、(2)相手が何を求めているのかを知る必要があるし、(3)何をすべきかを知る必要があるのであって、自己の不透明さは、他人を志向した倫理的実践の可能性の条件となるものである。

自己の不透明さを認めることによってはじめて生じる倫理とは、自己の不透明さから生じる諸限界に直面してもなお、自己自身が何をしたのかを知り、相手が何を求めているのかを知り、何をなすべきかを知るように努めるような自己の姿勢やあり方を示すものである。ここで言われている倫理は、「～をすべきである」というように積極的に説明主体である自己に対して働きかけるようなものではないし、ある時点で「なすべきことはなされた」として自己が自ら決定できるようなものではない。

倫理とは、自己の限界に直面し、自己とは異なる他人へと向かうよう、自己の姿勢やあり方の絶えざる問い直しの試みのうちでのみはじめて現れるものである。説明主体が倫理にもとづいてアカウントビリティを履行するという事は、単に他人の要求にそのまま従属することではないし、正しい、あるいは適切であることを示すような規範に従属することでもない。この倫理は、ただ他人を前にして、その他人のために適切な応答としての実践を模索するという、自己の自己自身による姿勢やあり方の絶えざる問い直しという実践を通じてのみ現れる。

もちろん、アカウントビリティを履行する説明主体には構造的な諸限界がある。説明主体はそれを認める謙虚さが必要であるし、説明の受け手となる相手もまた説明主体に対して寛容である必要もあるだろう。しかしもし、限界に直面してもなお、説明主体が他人のためにアカウントビリティの履行を実践しようとするのであれば、そのときはじめて説明主体によるアカウントビリティの履行は

倫理実践へと開かれる。この意味において、アカウントビリティの履行を倫理実践へと開いていくことが、アカウントビリティに履行を適切、あるいは十分なものにするための方向性を示していると言えるであろう。

## 注

- 1) アカウントビリティの要求が説明主体にとって倫理的負担になるという事態は、Butler(2005)がアドルノ(2006)から引用した「倫理的暴力(ethical violence)」となる可能性があることも指摘されている(Messner, 2009; 中澤, 2016)。
- 2) 「(…)アカウントビリティの問題に対するひとつの解決策は、アカウントビリティを狭く定義することである。これは結局のところ、アカウントビリティをある利害関係者の要求のみに絞ら込むことを意味する。このようなアカウントビリティに対するアプローチは、財務報告の利用者を定義し、それによってアカウントビリティの対象者を定義している会計基準において目にする事ができる」(Messner, 2009, p.934)。
- 3) 「アカウントビリティは意思決定のプロセスに最初から説明の対象者を参加させることであるかもしれない。そうすることで、ある行動方針が取られ、他の行動方針が取られなかった理由について、事後的な説明に頼る必要がなくなる。意思決定に直接参加することで、重要な意思決定がなされる際に、さまざまなアクターにいつでも意見を聞くことができるため、アカウントビリティを履行する必要性を減らすことができる」(Messner, 2009, pp.935-936)。
- 4) この点、Favotto et al. (2022)は、「Messnerは、Butlerの分析が「アカウントビリティにはある種の諸限界」があることを示唆していると認識しているが、Butlerの分析の根本的な意味合い、特にレスポンシビリティとアカウントビリティという概念を再定義する(reconceptualize)必要があるという点には触れていない。Butlerの研究(work)が持つラディカルな意味合いを直視するのではなく、より多くの、質的に異なるアカウントビリティを要求する声を制限すべきだと主張するための基盤としてButlerを利用している」(p.5)として厳しく批判している。
- 5) Roberts(2009)のタイトルは、“No one is perfect: the limits of transparency and an ethic for ‘intelligent accountability’”であり、ethicsではなくan ethicについて議論したものである。したがって、ここで議論されている倫理とは、「～すべきである」とか、「～の方がより倫理的である」というようなことを説明主体に対して規準を示すような規範倫理(ethics)ではない。an ethicとして言及されている倫理とは、あとで議論するように、説明主体となる自己が他人に対して何らかの実践をしていく(応答していく)なかでのみ現れうるものである。具体的な説明(実践)は、自己と他人との関係において常に変わるものであるから、どのようなアカウントビリティの履行が倫理実践であるか、あるいは他と比べてより倫理実践であるかを示すことはできない。ただし、Roberts(2009)以降、倫理的な実践を特定の事例から経験的に明らかとする研究があらわれている(ex. Helle and Roberts, 2023; 中澤他, 2014; O’ Regan et al., 2022)。國部(2017)、國部他(2019)も同様に位置づけられる。これらの研究は論文/書籍で示されたアカウントビリティの履行こそがよ

り倫理的実践であることを示しているわけではない。倫理的実践としてこれらの事例を一般化した瞬間に、Roberts(2009)の言う an ethicはethicsとなり、ここで言われている倫理(an ethic)の意味は失われるからである。これらの研究は、一つのケースとして倫理的実践を事後的に見出したものであり、論文/書籍で示されたことを実践することが倫理的実践であるというわけではないという点に注意する必要がある。

- 6) Roberts(2009)は、この引用において、インテリジェント・アカウンタビリティ(intelligent accountability)の基盤となるような倫理を探求している。インテリジェント・アカウンタビリティとは、説明主体による「積極的な探求(耳を傾け、質問し、話すこと)を伴う」(p.966)のようなアカウンタビリティの履行様式である。本論文は、説明主体の不透明さがアカウンタビリティの履行を倫理的実践とするような可能性の条件であることを示すものである。つまり、アカウンタビリティをインテリジェントな(知的な)ものにするための条件を探求している。そのため、可能性が開かれたあとでどのような具体的実践が必要かは議論していない。筆者が考える具体的実践については増子(2013)、増子(2019)を参照されたい。インテリジェント・アカウンタビリティについては、中澤(2012)、中澤他(2014)、國部(2017)、Helle and Roberts (2023)も参照されたい。
- 7) この点、Roberts(2009)の議論は錯綜していると思われる。たとえば、Roberts(2009)は、自己に対する「謙虚さ」と他人に対する「寛容さ」という倫理が、アカウンタビリティの履行を倫理的実践にするための条件であると主張する。そして、その「謙虚さ」と「寛容さ」は他人との出会いによって生じるものであるとしている(pp.966-967)。もしそうであれば、Roberts(2009)の言う他人とは、他人との出会いによって他人に対する倫理的実践の必要性に目覚めさせるための手段である。すなわち、倫理的実践を行うための手段として他者を位置づけていることになる。本論文の目的は、アカウンタビリティを履行する説明主体が、アカウンタビリティの履行をなぜ適切、あるいは十分に行うことができないのか、それに対する対応策はないのかを、Messner(2009)とRoberts(2009)を通じて検討することにあるため、Roberts(2009)によるレヴィナス(2020)に関する解釈の錯綜には踏み込まない。近年、Favotto et al.(2022)、Helle and Roberts (2023)、O' Regan(2022)のように、自己の不透明さを前提とした経験的研究が表れていることもあり、この点は、近年のレヴィナスの研究(ex. 小手川, 2015; 渡名喜, 2021)の展開を踏まえて再度議論を整理する必要があると思われる。

## 参考文献

- アドルノ. T. W. (2006). 『道徳哲学講義』(船戸満之訳) 作品社.
- Butler, J. (2005). *Giving an Account of Oneself*. Fordham University Press. (佐藤嘉幸・清水知子訳『新版 自己自身を説明すること』月曜社, 2024).
- Favotto, A., McKernan, J. F., and Zou, Y. (2022). Speculative accountability for animal kinship. *Critical Perspectives on Accounting*, Vol. 84, pp. 1-15.
- Giddens, A. (1984). *The constitution of society*, Polity Press. (門田健一訳『社会の構成』勁草書房, 2015).

- Helle, G., and Roberts, J. (2023). Accountability for responsibility: a case study of a more intelligent enactment of accountability, *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, <https://doi.org/10.1108/AAAJ-07-2021-5369>.
- 國部克彦(2017).『アカウントビリティから経営倫理へ—経済を超えるために』有斐閣.
- 國部克彦・西谷公孝・北田皓嗣・安藤光展(2019).『創発型責任経営 新しいつながりの経営モデル』日本経済新聞出版.
- 小手川正二郎 (2015).『蘇るレヴィナス—『全体性と無限』読解』水声社.
- レヴィナス, E. (2020).『全体性と無限』(藤岡俊博訳) 講談社.
- 増子和起(2013).「証言と抵抗のアカウントビリティ」『六甲台論集』60号, pp. 59-83.
- 増子和起(2019).『応答責任の履行としてのアカウントビリティ』神戸大学大学院経営学研究科博士論文.
- McKernan, J. F., and Kosmala-MacLulich, K. (2004). Accounting, love and justice. *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, 17(3), pp. 327-360.
- Messner, M. (2009). The limits of accountability. *Accounting Organizations and Society*, 34(8), pp. 918-938.
- Mulgan, R. (2000). 'Accountability': an ever-expanding concept? *Public Administration*, 78(3), pp. 555-573.
- Munro, R. (1996). Alignment and identity work: The study of accounts and accountability. In Munro, R., and Mouritsen, J. (eds.), *Accountability: Power, ethos and the technologies of managing*, (pp.1-20) International Thompson Business Press.
- Munro, R., and Mouritsen, K. (eds.), (1996). *Accountability: Power, ethos and the technologies of managing*, International Thomson Business Press.
- 中澤優介(2012).「追求ではなく構築するものとしてのアカウントビリティ—インテリジェント・アカウントビリティに見る会計の役割—」『社会関連会計研究』24号, pp. 69-82.
- 中澤優介・尻無濱芳崇・北田皓嗣 (2014).「アカウントビリティが開かれるとき—関市国保藤沢病院の事例に見るアクターの複数性」『国民経済雑誌』第210号, pp. 101-119.
- 中澤優介(2016).「会計をめぐるアカウントビリティの構築と脱構築—暴力批判の観点から—」『商学研究』57 (1), pp. 27-46.
- O' Neill, O. (2002). *A question of trust*, Cambridge University Press.
- O' Regan, B., King, R., and Smith, D. (2022). Combining accountability forms: transparency and 'intelligent' accountability in a public service organization, *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, 35 (5), pp. 1287-1315.
- Roberts, J. (1991). The possibilities of accountability. *Accounting Organizations and Society*, 16(4), pp.355-368.
- Roberts, J. (1996). From discipline to dialogue: Individualizing and socializing forms of accountability.

- In Munro, R., and Mouritsen, J. (eds.). *Accountability: Power, ethos and the technologies of managing*, pp.40–61, International Thomson Business Press.
- Roberts J. (2001a). Corporate governance and the ethics of narcissus. *Business Ethics Quarterly*, 11(1), pp.109–127.
- Roberts, J. (2001b). Trust and control in Anglo-American systems of corporate governance: The individualizing and socializing effects of processes of accountability. *Human Relations*, 54(12), pp.1547–1572.
- Roberts, J. (2003). The manufacture of corporate social responsibility: Constructing corporate sensibility. *Organization*, 10(2), pp.249–265.
- Roberts, J. (2009). No one is perfect: the limits of transparency and an ethic for 'intelligent' accountability. *Accounting Organizations and Society*, 34(8), pp. 957–70.
- Roberts, J. and Scapens, R. (1985). Accounting systems and systems of accountability – understanding accounting practices in their organisational contexts. *Accounting Organizations and Society*, 10(4), pp. 443–456.
- Shearer, T. (2002). Ethics and accountability: from the for itself to the for the other. *Accounting, Organizations and Society*, 27(6), pp.541–573.
- Sinclair, A. (1995). The chameleon of accountability: forms and discourses. *Accounting, Organizations and Society*, 20(2/3), pp.219–237.
- 渡名喜庸哲 (2021). 『レヴィナスの企て—『全体性と無限』と「人間」の多層性—』勁草書房.

